

# 社会保障・税一体改革への 覚書

東京大学名誉教授

神野直彦

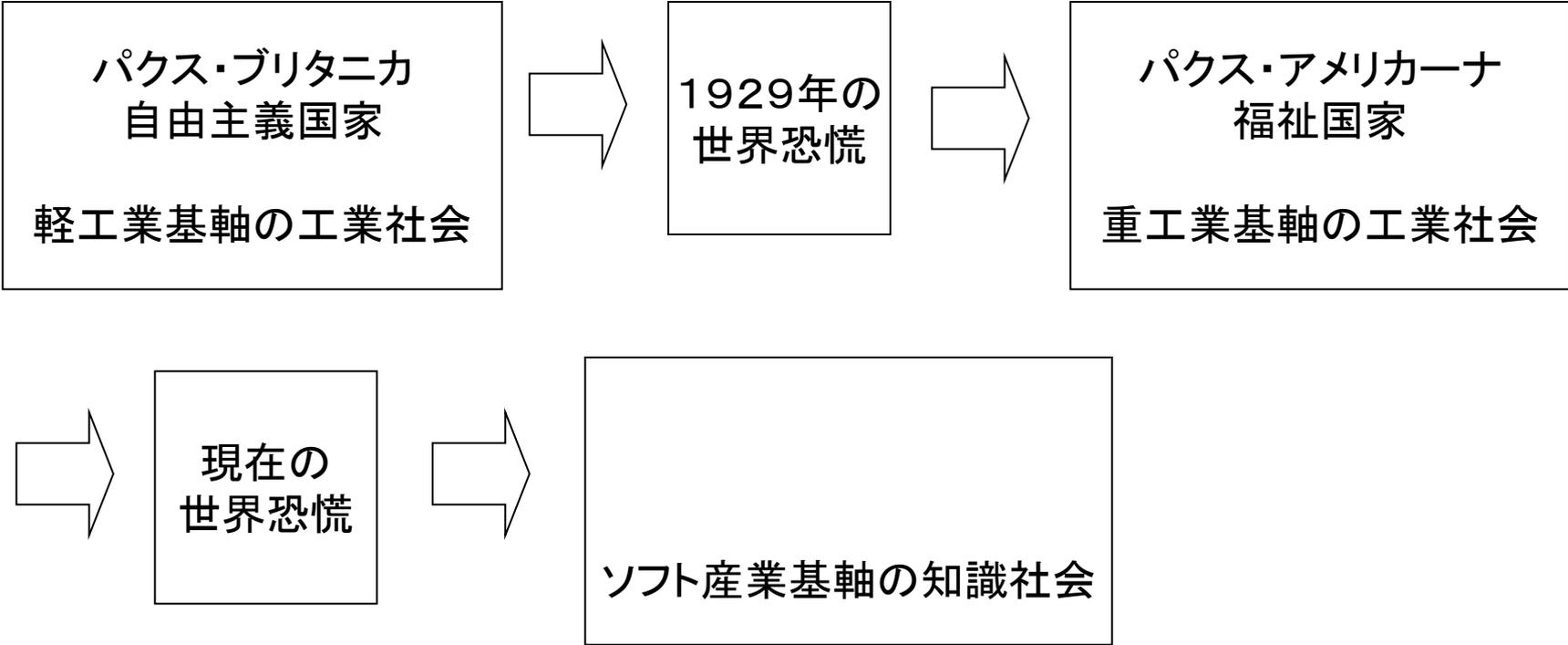
2012年7月11日

# 1. 「迷い人」を「道案内」する論理

- ◆ 目的地への方向を示してから、道順を教える
  - ・ 目的地への方向(=戦略)は明確に、  
道順(=戦術)は状況に応じて、緩急自在に
- ◆ 「点」を失わない限りで妥協を
  - ・ 「点」には長さも面積もなく、「位置」だけを示す
  - ・ 妥協は必要だけれども、それは「位置」だけを示す  
「点」を失わない限りにおいてするもの
- ◆ ヴィジョンを描いて問題解決的改革を位置づける
  - ・ 改革にはヴィジョン的改革と問題解決的改革がある
  - ・ 問題解決的改革もヴィジョン的改革の線上に位置づける

# 2. 歴史の「峠」としての「危機(Crisis)」を乗り越える

## ◆重化学工業基軸の工業社会からソフト産業基軸の知識社会へ



## ◆「量」の経済から「質」の経済へ

- ・「量」と「質」に置き換えるのは、知識と情報
- ・エネルギーからエクセルギーへ

### 【熱力学の第一法則】

エネルギーの量は一定である。生産も消費もすることはできない

### 【熱力学の第二法則】

エネルギーは条件により、仕事の能力や質(エクセルギー)に差異がある

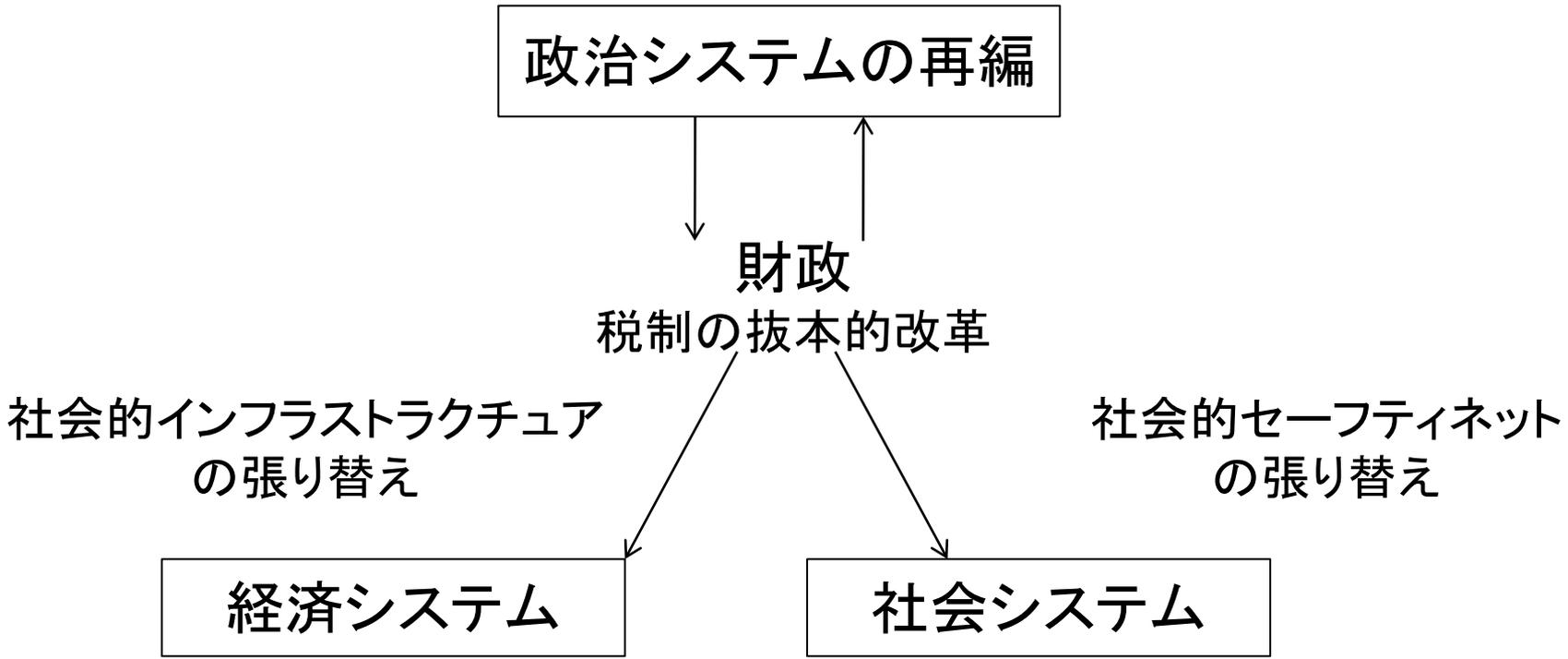
「家の中を電気で暖めようとすることは、電動ノコギリでバターを切るのと同じくらい愚かなことだ」

エイモリー・ロヴィンス (Amory Lovins)

## ◆「所有(having)欲求」から「存在(being)欲求」の充足へ —「豊かさ」の追求から「幸福」の追求へ

# 3. 大転換期における財政の使命

◆ 社会的セーフティネットと社会的インフラストラクチャの張り替え —— 安心そしてチャレンジ



◆ ハンドルから手を放してアクセルを吹かせる大失敗

# 4. ポスト・福祉国家の創出ー

## 「社会保障・税一体改革」の必要性と必然性

- 福祉国家の行き詰まりとポスト・福祉国家の三つのモデル

社会保障と経済的パフォーマンス

	社会保障 (公的社会支出のGDP比)	経済成長率 (00-10平均)	格差 ジニ係数	貧困率 相対的貧困率(%)	財政収支 (00-10平均)
フランス	28.4	1.51	0.281	7.1	-4.1
ドイツ	25.2	1.89	0.298	11.0	-2.4
日本	18.7	1.59	0.321	14.9	-5.3
スウェーデン	27.3	2.19	0.234	5.3	0.6
イギリス	20.5	1.30	0.335	8.3	-4.6
アメリカ	16.2	1.82	0.381	17.1	-4.8

注) 公的社会支出は2007年のデータである。ジニ係数と相対的貧困率は2000年代半ばのデータである  
 出所) 一般政府の財政収支(対GDP比)はOECD *Economic Outlook 89* (2011年6月) より作成  
 経済成長率はWorld Development Indicators より作成  
 公的社会支出はOECD, *Social Expenditure Database* より作成  
 ジニ係数および相対的貧困率は, OECD(2009), *Society at a Glance 2009*

# ● 新自由主義モデルの大失敗ー再分配のパラドックス

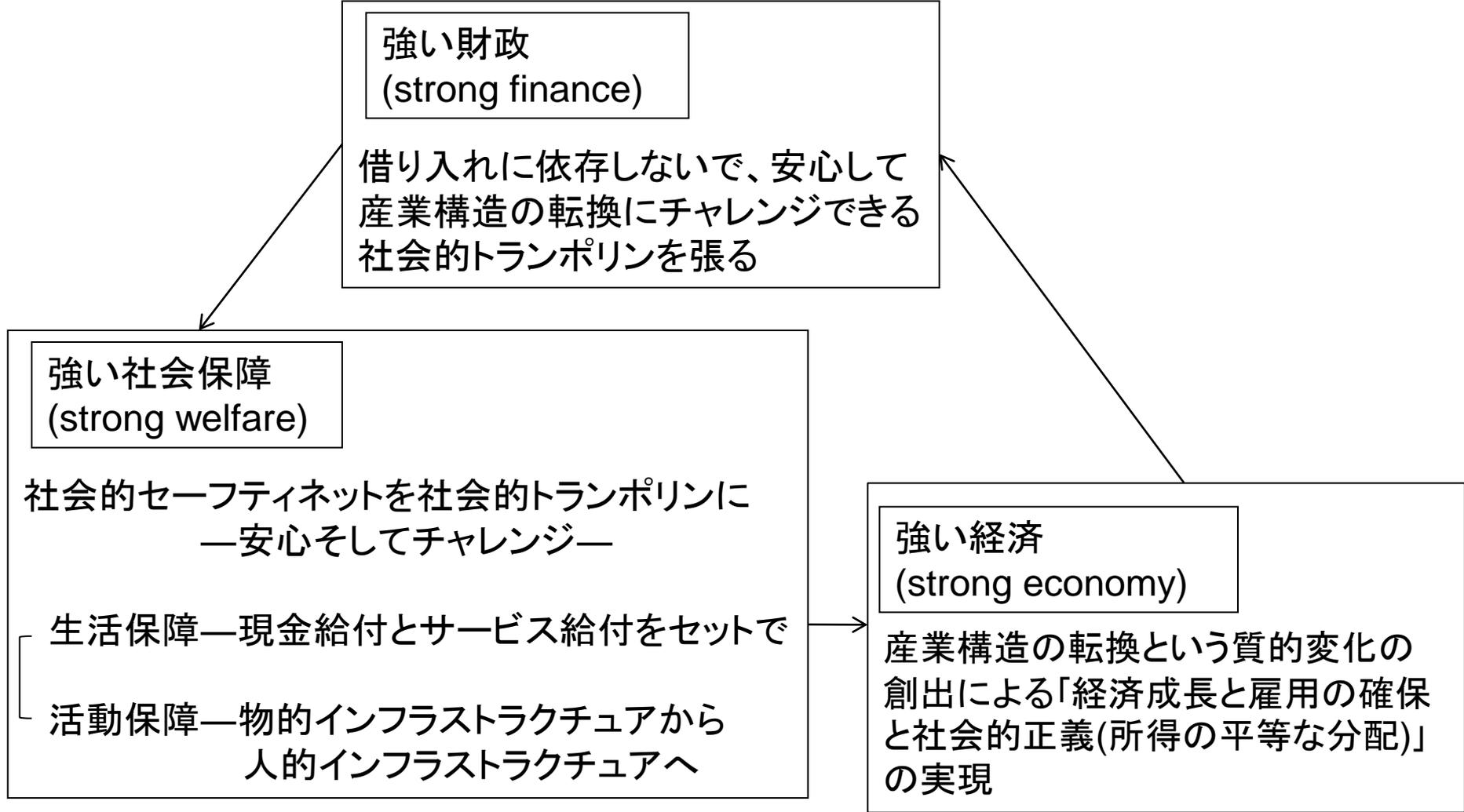
## 再分配のパラドックス

	社会的扶助支出	ジニ係数	相対的貧困率 (90年代半ば)	社会的支出
		90年代半ば		
アメリカ	3.7	0.361	16.7	15.2
イギリス	4.1	0.321	10.9	23.1
スウェーデン	1.5	0.211	3.7	35.3
デンマーク	1.4	0.213	3.8	30.7
ドイツ	2.0	0.280	9.1	26.4
フランス	2.0	0.278	7.5	28.0
日本	0.3	0.295	13.7	11.8

出所 社会的支出、積極的労働市場政策支出は、OECD、Social Expenditure Database, 社会的扶助支出は、Tony Eardley, et.al., Social Assistance in OECD Countries: Synthesis Report, Department of Social Security Research Report, No.46, p.35. ジニ係数および相対的貧困率は、OECD、Society at glance: OECD Social Indicators: Raw Data <http://www.oecd.org/dataoecd/34/11/34542691.xls>

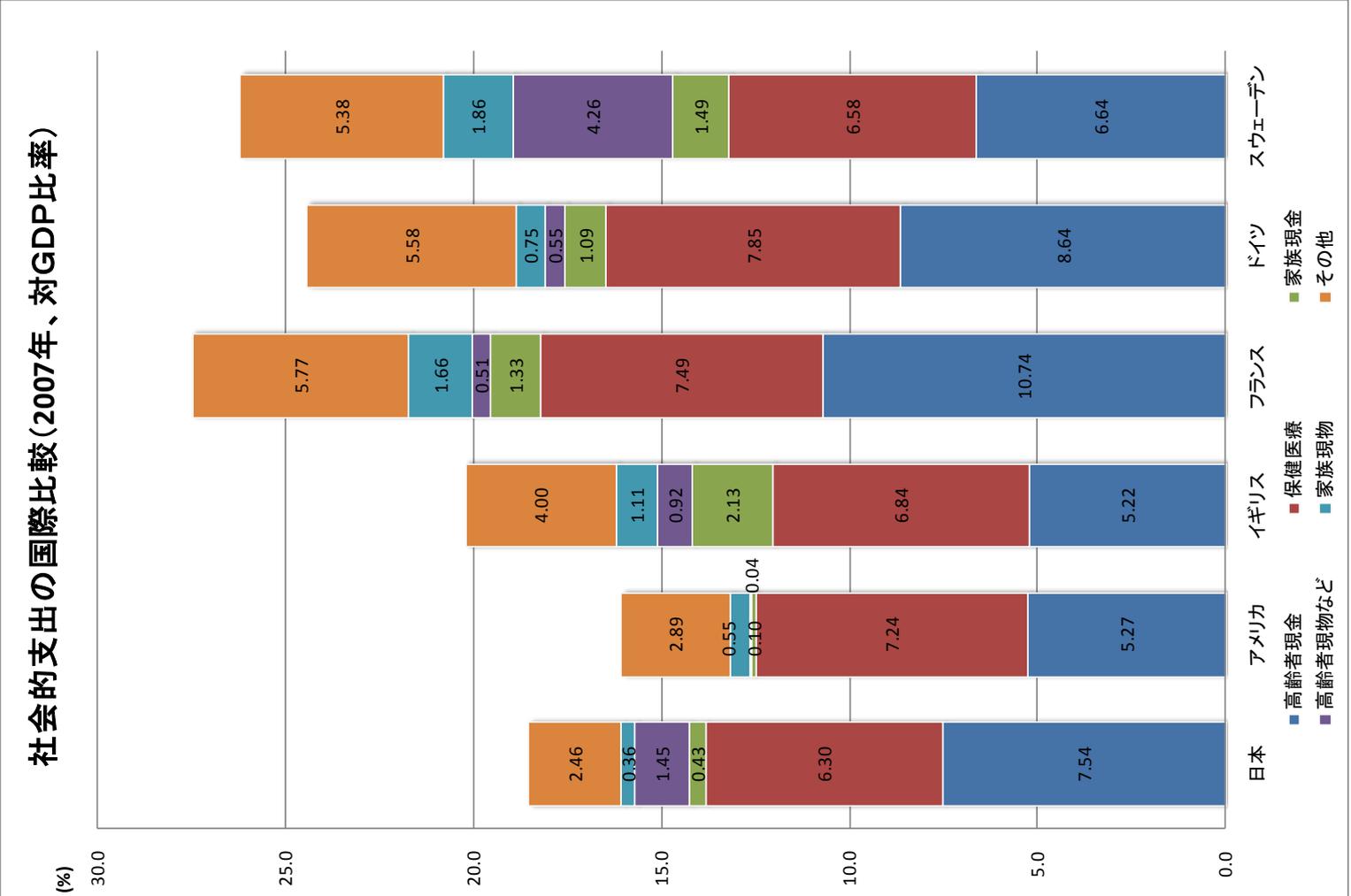
(注) 宮本太郎北海道大学教授による作成資料を修正して作成。

# 5. 社会的セーフティネットと社会的インフラのネットを張り替える「マイティー・トライアングル」



# 6. 社会保障のヴィジョン的改革のアジェンダ

## ◆ 産業構造の転換に対応した社会保障



出所)OECD "OECDStat." [http://stats.oecd.org/Index.aspx?DataSetCode=SOCX\\_AGG](http://stats.oecd.org/Index.aspx?DataSetCode=SOCX_AGG)  
 とっとり地域連携・総合研究センター 水上啓吾氏作成

・経済成長と雇用確保と社会的正義(所得の平等)の同時達成

# 7. 抜本的税制改革のための七つのアジェンダ

## 第一のアジェンダ: 税収調達能力の回復

- ・「支え合う社会」を実現するための「分かち合い」
- ・財政政策上の原則のうち十分性の原則の実現

## 第二のアジェンダ: 再分配機能の回復

- ・「優しさを与え合う」垂直的再分配を高める所得・資産課税の改革
- ・公正の原則の実現

## 第三のアジェンダ: 社会保障を支える安定的財源確保

- ・水平的再分配を支える消費税
- ・財政政策上の原則のうち可動性の原則の実現

## 第四のアジェンダ: 経済成長を実現する税制

- ・租税の負担と経済成長の実現には証拠を見出せない
- ・「スリー・エス」の好循環を形成する強固な租税制度
- ・法人税率を引下げるのであれば課税ベースを拡大する。
- ・経済政策上の原則の実現

## **第五のアジェンダ**: 地域主権を確立するための税制

- ・税源配分の見直しと地方消費税の充実
- ・現金給付とサービス給付をセットで
- ・トリクルダウン効果からファウンテン効果へ

## **第六のアジェンダ**: 徴税者の論理から納税者(国民)の論理に

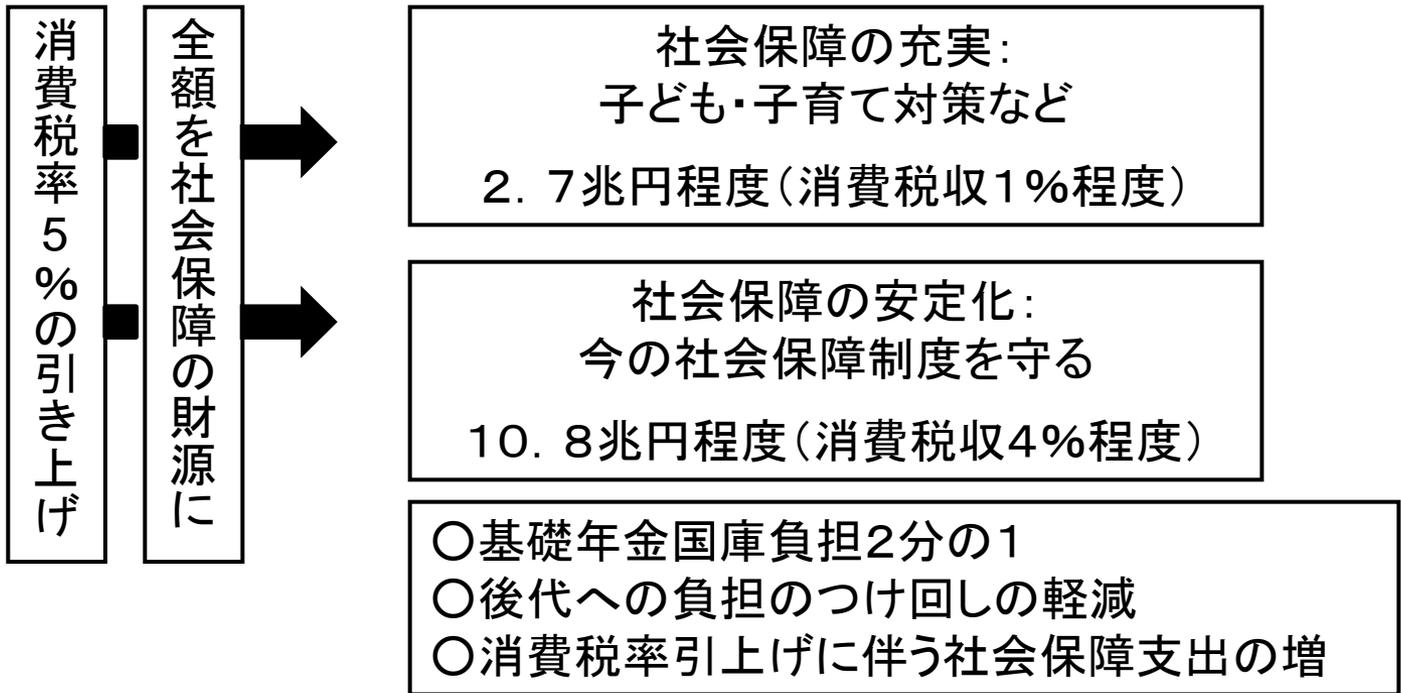
- ・税務行政上の原則の実現
- ・透明・納得の原則

## **第七のアジェンダ**: 全体として整合性のある租税制度

- ・個人所得課税・法人課税・消費課税・資産課税など「部分でなく全体を」
- ・消費税と所得税を「車の両輪」とする租税制度の構築

# 8. 抜け落ちる改革基軸としての「地方分権」

- ◆ 社会保障の充実に1%、社会保障財政の赤字補填に4%
- ◆ 生活保護と障害者対策が対象外
- ◆ 社会保障の充実・安定化のための安定財源の確保



## ◆ 社会保障の充実: 2.7兆円程度 (消費税収1%程度)

社会  
保障  
の  
充  
実

○子ども・子育て対策(0.7兆円程度)

○医療・介護の充実(~1.6兆円弱程度)

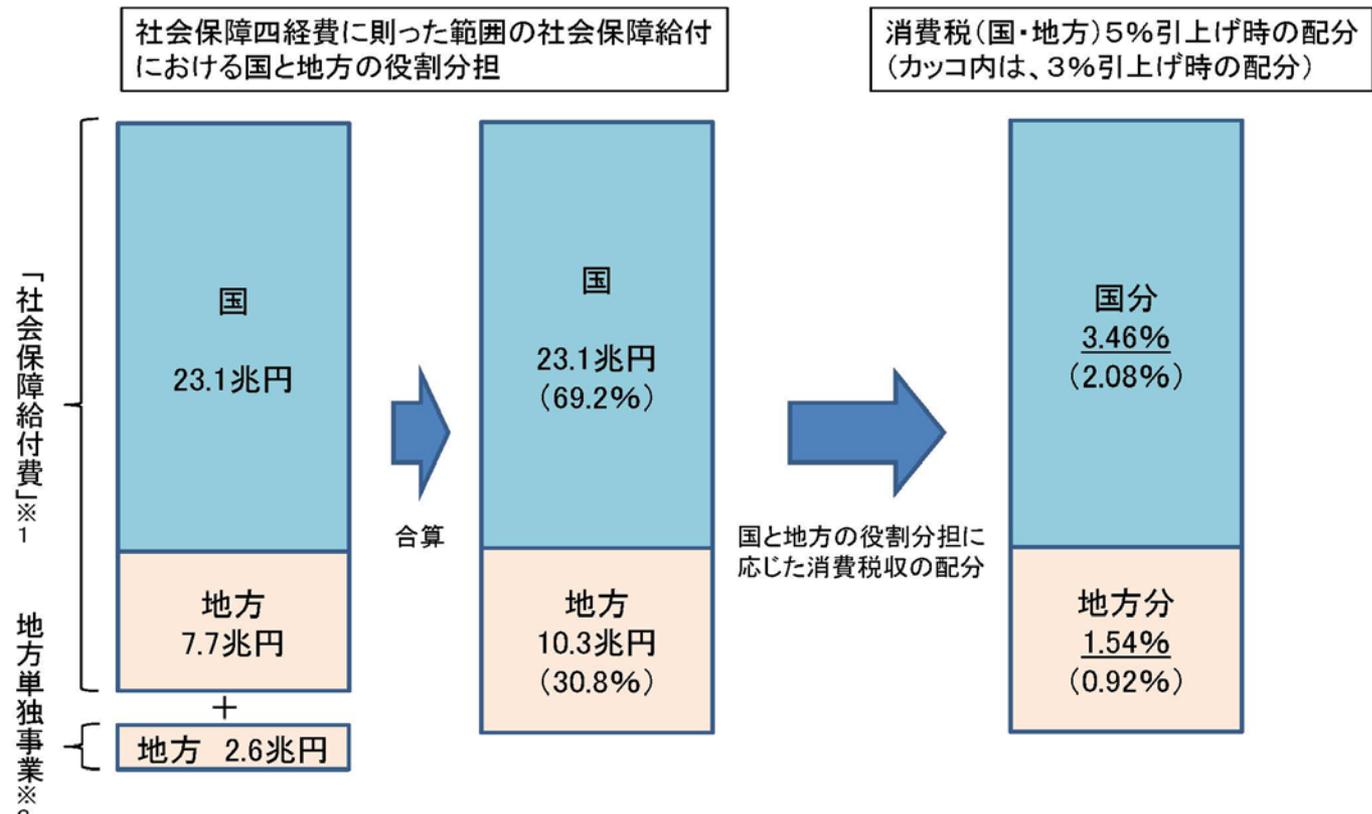
○年金制度の改善(~0.6兆円程度)

○貧困・格差対策の強化(低所得者対策等)  
(~1.4兆円程度(上記の一部))

# 9. 「あるべき姿」ではなく「ある姿」による税源配分

◆現物(サービス)給付による社会的セーフティネットの張り替えという地方財政の任務拡充を軽視

## 国と地方の役割分担に応じた配分



※1 「社会保障4経費(消費税対象経費)との関係での社会保障給付の整理」(12月26日「国と地方の協議の場」厚生労働省提出資料)より  
 ※2 「地方単独事業の総合的な整理」(12月29日「国と地方の協議の場」内閣官房、総務省、財務省、厚生労働省提出資料)を踏まえた整理(別添)

## 引上げ分の消費税収（地方分）

引上げに係る消費税収の地方分(1.54%)については、地方消費税の充実を基本とするが、財政力の弱い地方団体における社会保障財源の確保の観点から、併せて消費税の交付税法定率分の充実を図る。

地方分 1.54%

地方消費税分  
1.2%

社会保障四経費※の社会保障給付費の  
地方負担分に対応  
(都道府県と市町村の配分は、1:1を基本  
とする)

※制度として確立された年金、医療及び介護の社  
会保障給付  
並びに少子化に対処するための施策に要する  
費用

地方交付税分  
0.34%

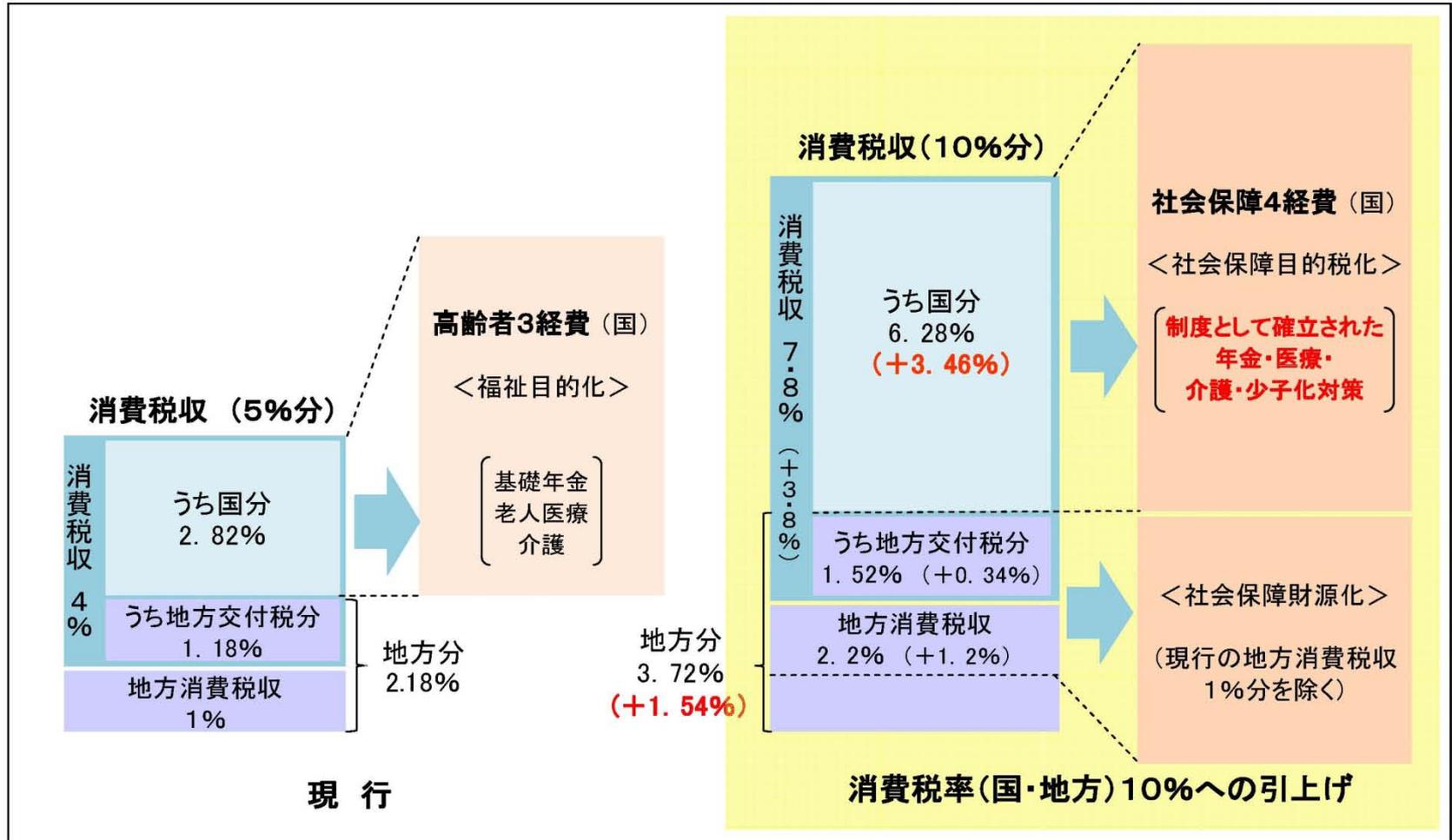
地方単独事業に対応

引上げ後の消費税収の国・地方の配分等（案）
-----------------------

	現行	平成26年4月1日～	平成27年		平成28年4月1日～
			～9月	10月～	
消費税＋ 地方消費税	5%	8%			10%
消費税	4%	6.3%			7.8%
うち交付税分	1.18% (法定率29.5%)	1.40% (法定率22.3%)	1.47% (法定率20.8%)	1.52% (法定率19.5%)	
地方消費税	1% 〔消費税額の 100分の25〕	1.7% 〔消費税額の 63分の17〕			2.2% 〔消費税額の 78分の22〕
地方分合計	2.18%	3.10%			3.72%

(注) 社会保障・税一体改革大綱(平成24年2月17日 閣議決定)による。

## 消費税込の国・地方の配分と使途(案)



(注1) 社会保障・税一体改革大綱(平成24年2月17日 閣議決定)による。

(注2) 消費税率(国・地方)8%への引上げ時においては、消費税込6.3%(うち国分4.9%(+2.08%)、地方交付税分1.4%(+0.22%)、地方消費税込1.7%(+0.7%)となる(地方財源3.1%)。

(注3) 地方交付税率(現行29.5%)は、平成26年度22.3%、平成27年度20.8%、平成28年度以降19.5%となる。

## 10. 未来への論点

- ◆社会的セーフティネットの張り替えという使命を果すには、自主財源が増加することで一般財源が増加すること
  - ・三位一体改革の学習効果—  
自主財源は増加するけれども、  
一般財源としてみると減少することはないか
  - ・ポイントは基準財政収入が増加するのに対して、基準財政需要の拡大をすることができるか、任務拡大戦略が認められるか否か
- ◆地方財政が使命を果せる未来像が描けるか
  - ・国民会議への地方関係者の参加が実現するか

# ◆地方消費税増税が、地方財政の使命を到成に結びつく 基盤化となるか

## ・消費税導入の学習効果—地方税の廃止や減税という貢物はないか

### 消費税法等改正法案及び三党協議・税関係協議結果(抜粋)

#### 論点 税収減について

##### 第7条・第1号

ト 住宅の取得については、取引価額が高額であること等から、消費税率の引上げの前後における駆け込み需要及びその反動等による影響が大きいことを踏まえ、一時の税負担の増加による影響を平準化し、及び緩和する観点から、住宅の取得に係る必要な措置について財源を含め総合的に検討する。

ワ 自動車取得税及び自動車重量税については、国及び地方を通じた関連税制の在り方の見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減及びグリーン化(環境への負荷の低減に資するための施策をいう。)の観点から、見直しを行う。

・ 住宅の取得については、第7条第1号トの規定に沿って、平成25年度以降の税制改正及び予算編成の過程で総合的に検討を行い、消費税率(国・地方)の8%への引上げ時及び10%の引上げ時にそれぞれ十分な対策を実施する。

・ 自動車取得税及び自動車重量税については、第7条第1号ワの規定に沿って抜本の見直しを行うこととし、消費税率(国・地方)の8%への引き上げ時まで結論を得る。